

法 學 研 究

法律・政治・社会

第三十六卷 第一号

論 說

南島島先占前後の一考察

スーパーマーケットに関する法律上の諸問題

— 西独の判例、学説を中心として —

資 料

政党支持と選択的情報受容

判 例 研 究

〔行政法〕二一

第三者に対する行政処分が無効確認を求める訴の利益

〔商 法〕二八

手形振出についての復代理人が、権限を越えて直接代理人名義で手形を振出した場合

紹介と批評

メアリ・エリスン著『養子』

H・S・ヒューズ著『意識と社会』

手塚 豊

内宮 池慶四郎

宇生 野田善正 康輝

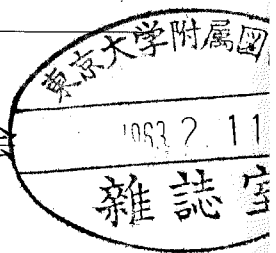
田 口 精 一

倉 沢 康 一 郎

田 中 実 奈 良 和 重

慶應義塾大学法学部内

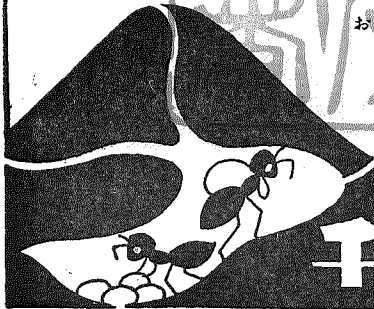
法 学 研 究 会



そなえある たのしさ

明るいご家庭の幸福は——
備えある楽しさから生れます
理想の保険でご家庭の幸福を
おもとめ下さい。

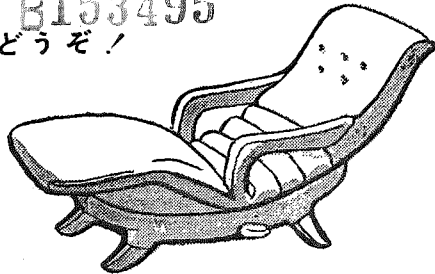
理想の保険



千代田生命

B153495

安楽椅子へどうぞ！



どなたでも年をとることは、
そう恐ろしいことではありません。
だが、年をとってから
貧しい生活をする……という
ことは、考えても恐ろしいこと
です。

老人には安楽椅子が必要です。

朝日生命では、楽しい老後の
生活についてよいプランをも
っております。
どうぞ下記へお気軽にご相談
下さい。



朝日生命

— 最初の帝國生命 —

南鳥島見取図 四葉

(本誌「南鳥島先占前後の一考察」參考資料)

- 第一図 明治三十五年七月二十九日、東京朝日新聞所載
- 第二図 明治三十五年九月七日、時事新報所載
- 第三図 明治三十五年九月十一日、国民新聞所載
- 第四図 昭和二十八年二月十四日、読売新聞所載

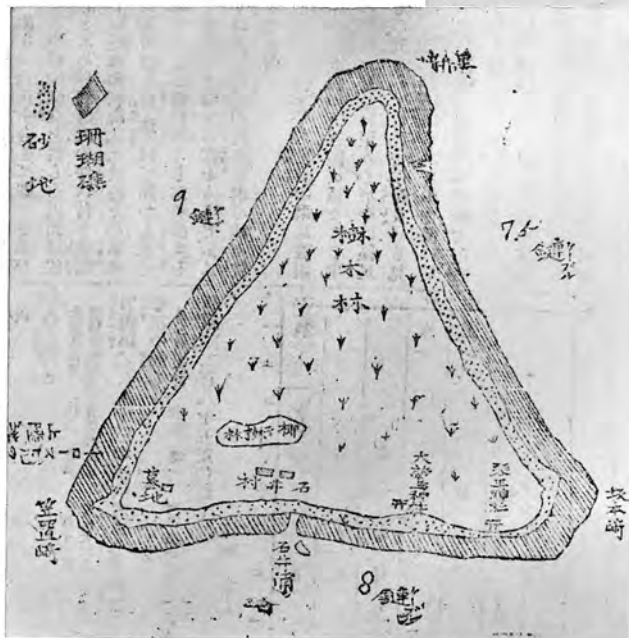
(第一圖) →

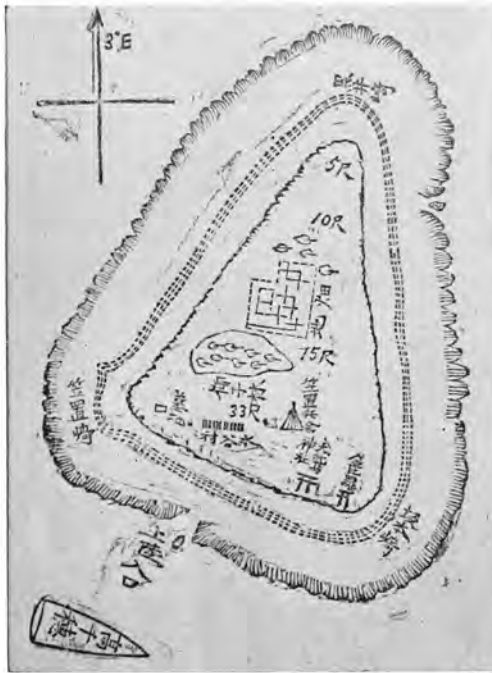
明治三十五年七月二十九日、東京朝日新聞所載。水谷新六氏がその領有上申書（明治三十年三月二十二日付）に添附した実測図と思われる。（本誌九頁参照）



(第二圖) ←

明治三十五年九月七日、時事新報所載。同社特派記者宮本芳之助氏の実測図である。（本誌三二頁参照）





(第三圖)

明治三十五年九月十一日、国民新聞所載。東京高等師範学校教授矢津昌永氏の実測図である。

(本誌三二頁参照)



(第四圖)

昭和二十八年二月十四日、読売新聞所載。日本政府が南方諸島に派遣した遺骨調査団が同島を訪ねてもたらしめたものである。しかし、現在の状況はこれとかなり相違しているとのことである。

南鳥島先占前後の一考察

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 東京府編入前後の事情
- 三 南鳥島事件の顛末
- 四 むすび

一 はしがき

北緯二四度一七分三〇秒、東経一五三度五八分⁽¹⁾、東京湾の南々東約一〇一五哩、小笠原の父島を去る約六六八哩、太平洋にうかぶ絶海の孤島、それが南鳥島^{ミナトリジマ}である。周囲約四軒、高さ十数米にすぎない小珊瑚礁である。

今次大戦に際しては、同島はわが本土防衛の前哨点として重視され、陸海軍によつて防備されていたが、遂に終戦に至るまでアメリカ軍の上陸はみられなかつた。終戦後は、アメリカ軍の進駐するところとなり、その後、昭和二十七年四月の「日本国との平和条約」第三条に「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島……南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決

されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」^(傍点)と明記され、アメリカの統治下に立つて現在に至っている。しかし、アメリカ人の居住者はなく、昭和二十六年以降、わが氣象庁の観測班が常駐し、いまでも数十人の観測員が氣象観測に従事している。⁽³⁾

この南島島は、いまを去る約六十年前、先占によつて、わが領土に帰したものであるが、先占の告示が行われた数年後の明治三十五年七月、同島に権利を主張するアメリカ人が、アメリカ政府の了解をえて来島、日米兩國間にあわや國際紛争がまきおこらんとしたことがある。この事件は、当時、「南島島事件」と呼ばれ、一時、わが朝野を聳動した出来事であつた。結局は、アメリカ側が消極的な態度を採つたため、紛糾をみることなく落着したが、この事件を契機として、わが先占が他国によつて暗黙裡に承認される結果を生んだのである。

従来の日米外交史研究において、この事件が採りあげられたことは、ほとんど皆無にちかひのではないかと思われる。⁽⁴⁾それをテーマとする独立の論考はもとより、日本外交史あるいは日米交渉史関係の著書において、同問題にふれているものは、私の知るかぎりでは存在しない。⁽⁵⁾なるほど、南島島は、渺たる孤島である。南島島事件も、これを小笠原島帰属問題などに比較すれば、ほとんど云うに足らない些少の出来事にはちがいない。しかし、わが固有の領土の最東南部に位置するこの島が、いかにしてわが手に帰したかという事情を明らかにすることは、近代日本史において、なおざりにすべき問題ではなからう。とくに、この島がわが直接統治権の外に立たされている現在、それを解明することの意義は、より、一層重きを加えるものと考えられる。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

本稿は、同島の先占が行われるに至つた事情、そして、いわゆる「南島島事件」の顛末、さらにまた、わが国の主張した先占に対して、アメリカがなぜ反駁しなかつたか、などの問題を把え、乏しい資料を綴りあわせて考察しようとするものである。

(1) 昭和八年水路告示第四八〇項でみとめられた位置で、現在の海図はこれによつてゐる(海上保安庁水路部「海図」四八番・昭和三十六年)。

それまでは、明治三十五年、海軍中尉秋元秀太郎(本稿二頁参照)によつて計測された「北緯二四度一七分、東経一五四度」とされてゐた(例えば海軍水路部「海図」四八番・大正四年)。ところで、一八七四年(明治七年)、アメリカ船長ベルナップの計測では「北緯二四度一四分、東経一五四度」、一八八〇年(明治十三年)、フランス船長フォルニーの計測では「北緯二四度三〇分、東経一五三度五七分」(「日本水路誌」

第一巻・明治二十五年・二七九頁)、明治三十年三月の水谷上申書には「北緯二四度二分、東経一五二度三五分」(本稿九頁参照)、同三十一年七月の東京府告示には「北緯二四度一四分、東経一五四度」(本稿一〇頁参照)、同三十五年七月の軍艦笠置の実測では「北緯二四度一七三分三〇秒、東経一五四度四分三〇秒」、同年八月の軍艦高千穂の実測では「北緯二四度一七二分二秒、東経一五四度三分」(「世界山水図説」明治四十五年・「志賀重昂全集」第三時事新報)、さらに志賀重昂氏の説では「北緯二四度一七分二秒、東経一五四度三分」(「世界山水図説」明治四十五年・「志賀重昂全集」第三巻・一七五頁)、「南洋占領諸島の処理」・田中末広編「先覚諸家南方建設論選集」・昭和十八年・二三四頁)とされてゐた。なお、別に昭和十六年四月、日本海軍南島島氣象観測所の測定で「北緯二四度一七分二五秒、東経一五三度五八分四二秒」、昭和二十七年六月(一九五二年)、アメリカ海軍測量船ホテー号の測定で「北緯二四度一七分六秒、東経一五三度五八分四五秒」あるいは「北緯二四度一七分一〇秒、東経一五三度五九分二秒」という記録もある(野呂恒夫「南島島について」・測候時報第二五巻六号・昭和三十三年・二七四頁)。この論文については、本節註4・参照)。測定点の位置、あるいは測定技術の相違にもとづく誤差であろう。

(2) 同島の守備は、独立歩兵第十二連隊(連隊長陸軍大佐世応純三)、海軍警備隊(司令官海軍少将松原雅太)合せて兵力三千七百、戦車十二台であつたが、サイパン陥落後、連日の空襲で、陸海軍合せて七十一名の戦死者を出したという(昭和二十八年一月三十日・毎日新聞)。

(3) 昭和二十六年一月、建設隊員上陸、同年二月一日より、南島島氣象観測所がその業務を開始した。

(4) 南島島の過去、現在に関するまとまつた調査は、野呂恒夫氏の前掲「南島島について」(測候時報第二五巻六号・二七三頁以下)が、唯一の文献であろう。これは、同島居住者の生き残りの人々を探ね、その談話を収録するなど、並々ならぬ努力の跡がにじみでゐる業績で、詳しくはないが、南島島事件にも論及されている。こうした貴重な労作が、方面ちがいともいへば特殊な官庁出版物に掲載され、部外の人々にくに歴史学者の目にふれにくい状況にあることは、寔に惜しまれる。

(5) 南島島事件の直後、時の東京帝国大学教授高橋作衛博士は、同大学の国際公法演習にてこの問題を採りあげたが、この討論状況が、国家学会雑誌第一六巻一八八号および一八九号(明治三十五年十月、十一月号)に「南島島事件」として掲載されている。これは、同問題に関するまとまつた唯一の資料的文献である。この中には、ハワイアン・ガゼット(The Hawaiian Gazette)の関係記事が、原文のまま覆刻されている。それには年月日を欠くが、その記事が「Honolulu, Sept. 12」となつてゐることから、その翌日発行の一九〇二年九月十三日号と推定される。

(6) 終戦直後の昭和二十一年四月八日、外務省調査局第三課は、領域調査資料第一号「南島島事件」を刊行したが、その内容は前掲国家学会雑誌掲載記事の覆刻である。敗戦の結末として、同島の運命を憂慮した外務省が、その領有事情を知らせるため、省内関係方面に配布した文書と

思われるが、ガリ版ザラ紙七十六頁のみすぼらしい小冊子を手にするとき、敗戦国外務省の苦衷をまざまざと偲ぶことができる。その後、昭和二十六年九月、外務省条約局条約課は「南島島」(謙和資料五三)と題する小冊子を編纂したとのことであるが、私は参照する機会をもたない。(7) 昭和三十七年八月十五日・毎日新聞は「終戦から十七年、まだこのツメ跡」「南海の孤島「マーカス」として、この島の現況をかなり詳しく伝えている。ところが、この記事の中には、「南島島」の名称が全く使われていない。読者の中には、それが南島島——この名称は、戦争中の大本営発表などで、かなり一般に知られていると思われる——であることに気づかなかつた人もあるのではなからうか。歴とした日本名があるにもかかわらず、なぜ「マーカス」と呼ばねばならぬのか。そんなところにも、同島に対する一般的関心の低さがあるように思えてならない。

二 東京府編入前後の事情

明治、大正の地理学者志賀重昂氏の説によると、南島島は、一八六〇年頃(万延元年)、アメリカ宣教師によつて発見されて、⁽¹⁾ マーカス (Marcus) 島と名づけられ、その後、同島に到着した各国人の状況は、次の通りであるという。

一八六四年(元治元年) アメリカ軍艦モーニング・スター (Morning Star) 艦長ガレット (Garrett) 大佐来着。

一八七四年(明治七年) アメリカ船タスカローラ (Tuscarora) 船長ベルナツプ (Bernap) 来着。

一八八〇年(明治十三年) フランス船エクレイリウー (Eclairer) 船長フォルニー (Folny) 来着。

一八八三年(明治十六年) 十一月 横浜コンシロー商会イギリス船エター乗組信岡常太郎来着。

一八八九年(明治二十二年) アメリカ船タ長ローズヒル (Rosehill) 来着。

一八九六年(明治二十九年) 十二月 東京禽獣社南洋部長水谷新六来着。

同年 後備海軍大尉小林春三来着。

この志賀氏の説によると、日本人として同島をはじめて訪れたのは、信岡常太郎という人のようであるが、私は残念ながらこの人について知るところがない。⁽²⁾ 小林大尉についても同様である。⁽³⁾

同島の経営にのりだしたのは、水谷新六⁽⁴⁾が最初であつた。水谷は、サイパン、トラック、ポナペなどの諸島を巡航、貿易

を行つていたが、かねてから海図に記載されているグランパス島探險の志を有し、小笠原南方海域を探索中、明治二十九年十二月三日、マールカス島に到着したものと⁽⁵⁾いわれている。この時、水谷の乗船天祐丸は、同島海岸に難波して壊れたので、帰路、水谷は数人の乗組員と共に端船をあやつり、辛うじて房州勝浦にたどりついたとのことである。⁽⁶⁾

同島に、信天翁はじめ各種の海鳥が、無数に生息することをみた水谷は、その捕獲を思いつき、早速、人を派遣して羽毛の採取をはじめ、南方諸島の輸出を計画した。そして水谷は、島の南側海岸の居住地を水谷村と呼び、さらに北の鼻、西の鼻、巽岬その他の名称を、島内各地に名付けた(口絵第一図参照)。それまでの無人島も、一応、人の居住する形態が整つたのである。

他方、水谷は、同島を正式に日本領土に編入すべく、次のごとく内務省に上申した。⁽⁷⁾

私儀予て海図に記載あるグランパス島を探見せんと志望有之今回南洋諸島中マリヤナ群島へ貿易のため客年十一月三日天祐丸に乗船し横浜港を出帆し小笠原父島二見港に於て薪水を貯へ同十二日朝同港を出帆し航行の際之れが探見に従事致候処十二月三日小笠原島母島を距る東々南(中硫黄島の東に当る)大約六百五十海里の処に於て一の無人島を発見せり該島は周田凡そ八海里半北緯二十四度二十五分東經百五十二度三十五分に位し海面より高きこと約十五尺全島平坦にして地質は霸王樹岩と砂土の所あり全島の三分の一は棟に似たる樹木及椰子蔚生せり依て樹木を削り明治廿九年十二月三日日本人水谷の文字を記載致置候右は他国の所屬に無之全く小笠原群島の一にして日本帝国の版図内に屬すべき一島に有之と存候間実地御調査の上版図に御編入相成候様致度別紙図面相添此段御届申上候也

明治三十年三月廿二日

東京都日本橋区南二葉町三十四番地

水谷 信六 ^(末)

内務大臣伯爵 樺山 資 紀殿

当時は、第二次松方内閣の時代である。つづいて四月五日、水谷は、東京府知事久我通久宛に「島嶼発見御届」を提出し

た。その内容は、内務大臣宛上申書に比較すると、探險事情がやや詳しく、また、末尾の追伸に「該島ニハ椰樹繁茂シ殊ニ海鳥無数群集致居候ニ付右ヲ捕獲シ又ハ魚業等ヲ⁽⁸⁾當度志願ニ候間御出格之御詮議御許可被下度奉願候也」と、営業許可をもとめている点がちがつている。

これらの上申に接した内務省および東京府において、どのような論議が行われたかは明らかでない。ただ、三十年十月はじめの閣議で論議された形跡が残っているが、⁽⁹⁾決定には至らなかつたようである。翌三十一年一月に成立した第三次伊藤内閣の時代に至り、三月十四日、内務大臣芳川顕正から、マーカス島を水谷島と改称して、その領有案を閣議に提出すべき旨、外務大臣西徳二郎へ通報がなされ、⁽¹⁰⁾さらに五月十九日、水谷も東京府からの要請で、「無人島ウィークス一名マルカス島殖民ニ関スル事項及現在ノ模様」と題する詳しい報告書を、⁽¹¹⁾内務大臣へ提出した。こうした事實は、当時、政府部内において、同島領有への動きがようやく胎動しはじめた徴候とみていい。しかし、芳川内相の時代には、結局、事の決定をみるに至らなかつた。

明治三十一年六月三十日、第一次大隈内閣成立するや、その直後、内務大臣板垣退助はようやくこの上申の採用にこぎつけ、東京府知事肥塚竜に対し、次のような訓令が発せられた。⁽¹²⁾

北緯二十四度十四分東経百五十四度に在る島嶼を南島島と称し自今其府所屬とし小笠原島々庁所管とす

右訓令す

明治三十一年七月十九日

この訓令にもとづき、肥塚知事は次のように告示した。⁽¹³⁾

東京府告示第五十八号 明治三十一年七月二十四日

北緯二十四度十四分東経百五十四度に存する島嶼を南島島と称し自今本府所屬と為し小笠原島々庁に所管屬せらる

水谷島と呼ばれることは、取り止められたわけであるが、この南鳥島という新しい名称は、志賀重昂の命名によるもの⁽¹⁴⁾ようである。⁽¹⁵⁾

ヨーロッパ人の太平洋諸島への来航は、十六世紀からであるが、その後、十九世紀後半に至り、欧米諸国が植民地獲得に積極的のり出すや、太平洋上に散在する島々は、主としてアメリカ、イギリス、ドイツ等によつて、先占、併合、買収などの手段を以て、再分割、領有される結果を生んだ。当時の日本は、そうした列国間の植民地獲得競争には加わっていない。しかし、その間、植民地獲得の機会が、全くなかつたわけではない。例えば、明治九年（一八七六年）、駐露公使榎本武揚の提案で、マリヤナ、カロリン、ペリリュー群島買収の議が、政府部内で採りあげられ、駐英公使上野景範をして、スペイン政府の意向を打診させ、その内諾をえたことがあり、また、明治十三年（一八七九年）、北ボルネオのサラワク地方を、八十万円（二説には百五十万円ともいう）で現地酋長から買収する件を、駐独公使青木周蔵が予約して帰朝したこともある。⁽¹⁷⁾さらに明治十七年（一八八四年）、マーンシャル群島中のラニ島で、漂流日本人漁夫が虐殺された調査に、外務省が後藤猛太郎、鈴木経勲（共に外務省御用掛）を現地に派遣した際には、わが政府の出方が内外から注目されたことがある。⁽¹⁸⁾これらの事柄は、わが政府の態度如何によつては、十分に領土獲得の契機となりうるものであつた。しかし、明治維新後のわが対外政策の目は主として大陸方面にそそがれ、南方においてまで列国と争う実力もなく、また積極的熱意を示す余裕ももちえなかつたのである。

わずかに例外として考えられるのが、日本近海の小島嶼の領有である。例えば沖繩本島附近の北大東島、南大東島（共に

明治十八年五月、沖繩県に編入）、沖大東島（旧名ラサ・Pasa 島）（明治三十三年十月、沖繩県に編入）、八重山群島附近の久米赤島、久揚

島、魚釣島（明治二十八年一月、沖繩県に編入）、小笠原南方の硫黄列島（明治二十四年九月、東京府に編入）などがそれである。その

中で、比較的大きいものは、硫黄列島であらう。同列島は、一七八四年頃、スペイン人によつて発見され、硫黄島（旧名サル

ハー・Salubar 島）、北硫黄島（旧名サン、アレサンドロー・San Alessandro 島）、南硫黄島（旧名サン、オーガステイ・San Augustino 島）、

などから成る旧名ホルカノ (Volcano) 三島⁽²¹⁾、小笠原の近くにあるため、すでに早く明治十五年、東京府知事が視察したといふ説もあり⁽²¹⁾、二十年秋には、東京府知事高崎五六、仙台出身の探險家横尾東作等が訪れた⁽²²⁾。その結果、明治二十四年九月九日、勅令第百九十号を以て、この島の小笠原島所屬が公示されたのである⁽²³⁾。南島島の場合は、そうした島々とは異なり、わが本土を遠く離れた絶海の孤島である。その故に、その先占は、前例をみない画期的措置といえるであろう。

東京府告示の後、水谷は八月十九日附を以てあらためて「南島島拝借願」を提出、これに対して肥塚知事は「拝借之件聞届候条左之通心得ヘシ」と、二十一カ条の「指令書」を交附した。同年九月二十一日附である。この指令書は、貸附地の面積は六ヵ月以内に実測図を提出すること^(三)、事業設計書も六ヵ月以内に提出して認可をうけること^(四)、認可以前に魚島を採ることの禁止^(五)、さらに貸下期限は認可指令の日より十ヵ年であることなど^(一)、詳しい条件を指示したものであつた⁽²⁴⁾。これらの条件をうけいれた水谷が、東京府から正式に貸下げの認可をうけたのは、次のごとく同年十二月六日であつた⁽²⁵⁾。

町位 小笠原を距る東南六百六十海里

総面積 百八十六万七千九百五坪 (方十六町三十九間)

内 大路 二千八百六十坪 小路 二千七百六十五坪 宅地 三千四百三坪 畑地 二千六百二十五坪 山林 五万七千六百六十五坪 原

野 百六十八万二千六百三十二坪 沿岸地 十二万八千八百五十五坪

貸渡認可 明治三十一年十二月六日 東京府認可

借地人 向十ヶ年間 東京市築地一丁目十六番地 水谷新六

しかし、水谷の事業は、彼の予定のごとくには進捗しなかつた。乱獲で鳥類が減少したためと、羽毛は一羽分わずかに二厘の安い輸出値段であつたからである。そこで水谷は、三十三年九月、あらたに横浜の貿易商上瀧七五郎と契約、一羽二錢五厘の値段で十五万羽の採取権を上瀧にゆづつた。上瀧は人を同島に派遣し、まず三万五千羽を捕獲した。水谷は羽毛を採

取するのみであつたが、上滝は鳥類の剝製を作つたのである。この剝製の貿易商への卸値段は四十銭であつたという。それがため、上滝は相当の利益をえた。彼のアイデアが成功したわけである。この事実を知つた水谷は、あらためて上滝と交渉、値段を更新すると共に、さらにすすんで三十五年三月までに当初の契約の十五万羽を採り終つた後には、水谷、上滝両者が純益折半の共同経営をする旨の契約を結んだ。⁽²⁷⁾

なお、水谷の事業開始以来、三十四年九月までの島の物産およびその売上金額は、次の通りである。⁽²⁸⁾これにより、島では、海鳥の捕獲のみならず、その他若干の事業が行われていたことが判明する。

	三十一年—三十二年七月		三十二年八月—三十三年八月		三十三年九月—三十四年九月	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
信天翁	二七、〇〇〇斤	九、四五〇、〇〇〇円	五二、三〇〇斤	一五、六九五、六九五円	一七、五〇〇斤	五、二三三、七〇〇円
魚鳥肥料	六七八俵	一、三五六、〇〇〇円	八五六俵	二、一四一、四五五円	二二六俵	五三九、六二八円
鰹節	五八〇貫	一、〇四四、〇〇〇円	八七九貫	一、七五八、二五五円	四〇二貫	七六三、七九〇円
魚鳥罐詰	九、二〇〇個	一、三八〇、〇〇〇円	六、二二〇個	九三三、二一九円	九、六六五個	一、二五九、五七〇円
鳥油其他		六三四、〇〇〇円		二、〇六四、三二〇円		二二七、〇〇四、九〇〇円
		一三、八六四、〇〇〇円		二二、五九三、〇〇五円		七、九一三、七四〇円

(註) 三十三年九月以前の信天翁の目方は、羽毛のそれであり、同月以降のそれは、剝製の目方も知れないが、明らかでない。

上滝単独経営の最盛期の在島者は七十人ほどであつたというが、三十五年夏までに上滝の派遣した者は全部引きあげ、島には水谷側の代表者片倉作二郎夫婦(水谷の甥)のみ残留した。これより先き、共同経営の時期が近づいた三十四年九月、水

谷は、自ら人夫を引き連れて的矢丸に乗組み、島に向つて出発したが、不良な天候にも妨げられて遂に到着することができず、フィリッピン、香港を廻つて東京へ帰つた。つづいて明德丸を出帆させたが、これまた島を発見することができず、空しく引き返した。翌三十五年三月、今度は共和丸を仕立てて出帆させたが、同船も島に到着することができず、洋上を漂流中、たまたま五月はじめ、アメリカ軍艦に遭遇したので、共和丸船長は同艦におもむき羅針盤の誤差を修正、ひとたび小笠原に帰つて整備してから再出発し、ようやくめぐさす南島島に到着した。水谷はこの一行には加つていない。⁽²⁹⁾これらの帆船が、いずれも島への到着に苦んだのは、島の高さがわずか十数米にすぎず、遠方から望見できないことも原因ではあるが、また、当時の帆船の羅針盤の不完全、あるいは航海術の未熟の結果であらう。

共和丸の一行が到着した七月、島の鳥類採取事業は、ふたたび活況を呈した。当時、島に在住する者は、次のごとく男二十五人、女四人であつた。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾

山本富吉(神奈川県小田原緑町) 片倉作二郎(千葉県東葛飾郡土村) 片倉ハツ(作二郎妻) 加藤浜五郎(横浜市寿町) 加藤キヨ(浜五郎長女) 松本タカ(横浜市山田町) 岩瀬照吉(横浜市賑町) 服部貞助(横浜市上野町) 服部竹吉(貞助二男) 榎原文吉(横浜市花咲町) 羽塚政吉(横浜市元町) 山本キン(横浜市根岸町) 植松治三郎(静岡県駿東郡原町) 武藤虎吉(福島県安達郡二本松) 片倉豊吉(神奈川県中郡豊田村) 斎藤金造(神奈川県橋本郡菊名村) 黒須房五郎(埼玉県南埼玉郡蓮田村) 上滝清(福岡県三井郡木々村) 鈴木聡明(千葉県因幡郡布鎌村) 金子長二郎(栃木県上都賀郡板荷村) 佐野喜代造(静岡県富士郡大宮町) 粕谷音吉(愛知県幡豆郡吉田村) 渡辺重太郎(山梨県西八代郡上野村) 田中栄十(山梨県中宮摩郡忍村) 武井友平(山梨県北宮摩郡日ノ春村) 藤田友三郎(東京市芝区伊皿子町) 永田安雄(長野県東筑摩郡山形村) 田島万二郎(東京市芝区松坂町) 白井半次郎(東京市京橋区越前堀) 片倉作二郎は、前に述べたごとく水谷側の代表者であり、山本富吉が、上滝側の代表者であつた。

このように、島の在住者もかなり多くなり、その事業も一段と活潑に行われんとしたとき、突如として惹起したのが、い

わゆる「南鳥島事件」である。次に節を改め、その間の経緯を考察してみたいと思う。

(1) 志賀・前掲山水図説・前掲全集第三卷一七六頁、前掲占領諸島の処理・前掲選集・二三四頁、「太平洋近代の沿革」・前掲選集・一一七頁、外国船名および船長名の原語は、他の文献により補つたが(例えば、野呂・前掲論文・前掲測候時報・二七四頁)、なお不明のものがある。なお、アメリカ宣教師による発見と命名が、一八八〇年以後のこととされる野呂氏の記述は、何かの誤解であろう(前掲論文・前掲測候時報・二七四頁)。

(2) 野呂氏は「高知県人信崎常太郎」としておられる(前掲論文・前掲測候時報・二七四頁)。「信岡」か「信崎」か、どちらが正しいか明らかでない。

なお、後に次節の本文で述べる石井書記官のローズヒル宛覚書には「一八七九年以来、この島は連続的に、そしてほとんど定期的に、日本の漁撈、探検船に訪問され云々」(since 1879 the island has been continually and almost regularly visited by Japanese fishing and hunting vessels)とあり、また当時の新聞記事にも、最初の渡航を明治十二年(一八七九年)とする説が多くみられる(例えば明治三十五年七月二十四日・国民新聞および時事新報、同月二十五日・東京日日新聞)、とくに明治三十五年七月二十六日・東京朝日新聞のごときは「我国人の同島を発見せしむるは、去る明治十二年中、静岡県所蔵「帝國版図関係雑件」に綴り込まれている、「南鳥島拝借に付陳情書抄」(静岡県平民齋藤清左衛門外二名より東京府知事宛)のようである。これによると、齋藤らは、明治十二年八月より翌十三年一月まで、南洋海域を探検、「其後殆んど毎年各島嶼ニ寄港」、南鳥島については「万国海図中ニ從來ヨリ明記シアルヲ以テ航海毎ニ該島ノ附近迄航行致候モ沿岸中寄泊ノ港灣ナク近海常ニ風波荒クシテ毎航上陸ノ目的ヲ達セスシテ空シク帰航スルノミナリシモ去ル明治二十六年五月巡幸ノ際風波ノ障害少カリシヲ以テ上陸ノ目的ヲ達シ該島ノ実況ヲ調査仕候」と述べている。この文面からは、十二年に確実に発見したという意味はくみとれないが、十二年以降に発見、二十六年五月に上陸したことは事実とみていい。明治三十五年七月二十四日・国民新聞が「廿六年静岡県人某上陸したり」と述べているのは、正しい報道といえる。とすれば、本文で述べた志賀氏による渡航年譜には、この齋藤らの上陸の一件が書き加えられるべきであろう。因みにこの陳情書の年月日は不明であるが、南鳥島と述べているから、明治三十一年七月二十四日の領有告示で命名以降(本稿一〇頁参照)のものとして推定される。水谷と競願になつて、この方は却下されたのであろうか。疑問としておく。

(3) 註(6) 参照。

(4) 水谷は、嘉永六年、伊勢の桑名に生れ、東京に出て呉服屋の番頭をしているとき、千葉県の人、服部新助と知り合い、相提携して外地進出を計画、明治十三、四年の頃、小笠原島に渡つて雑貨商を営むかわら、京橋に小笠原回漕店を開いた。その後、南方貿易に着眼、明治二十一年以降、業務をはじめてかなりの成功を収めていたという(竹下源之介「南鳥島占領秘話」・週刊朝日昭和十八年九月五日号・二九頁)。なお、

沖大東島(ラサ島)の土地使用權を、水谷は金井清二郎(東京神田)と共有していたともいわれている(明治三十五年七月二十五日・読売新聞)。志賀氏は、本文に掲げたごとく、「東京禽獸社南洋部長水谷新六」としておられるが、この「東京禽獸社」というのが、水谷、服部共同經營の商社名であつたのかどうか、いま、それを確めえない。

(5) 後ちに本文に掲げる内務大臣への上申書参照。なお、グランパス島というのは、北緯二五度一五分(二四度ともいう)、東經一四六度四分(一四七度ともいう)にあるといわれていた疑存島であつて、明治二十年代には幾人かの日本人によつて探索されたが(山田毅「南進策と小笠原群島」・大正五年・九二頁、入江寅次「明治南進史稿」・昭和十八年・一一六頁、一一七頁)、結局、発見できず、現在の海図には存在しない。もちろん、それはマークス島の別名ではない。因にマークス島が、本文に後掲の三十一年五月十九日の水谷報告書(本稿一〇頁参照)にもあるごとく、「ウィークス島」(Weeks)と呼ばれたことはある。なお、前掲日本水路誌・二七九頁参照。

(6) 矢津昌永「南方諸島視察」(六)・明治三十五年九月十八日・國民新聞。なお、矢津氏は、水谷の乗込んでいた天祐丸の「船長は某海軍大尉」といわれるが、志賀氏の説にいう「後備海軍大尉小林春三」(本稿八頁参照)は、この船長のことかも知れない。

(7) 山方石之助「小笠原島志」(明治三十九年)・二三四頁。

(8) 前掲版図関係雜件。

(9) 明治三十年十月八日附、内務省の閣議提出準備資料文書が存在する(前掲版図関係雜件)。

(10)(11) 前掲版図関係雜件。

(12) 明治三十五年七月二十九日・東京朝日新聞。七月十九日に内務省令が発せられたという説もあるが(例えば、外務省調査局・前掲南島島事情・解説一頁、野呂、前掲論文・前掲測候時報・二七四頁等)、省令ではなく、訓令が正しい。

(13) 硫黄列島の領有に關しては勅令を以てし(本稿一二頁参照)、南島島に対しては東京府告示を以てした理由は明らかでない。因みに南島島につづく先占である竹島の領有についても島根県告示(明治三十八年二月二十二日)を以て行われている(外務省条約局「竹島の領有」・昭和二十八年・五九頁)。

(14) 明治三十一年十月三日、外務次官鳩山和夫は、内務次官鈴木充美に対して、水谷島と改称の管ではなかつたかと問合せたるころ、同月十三日、鈴木次官は「其節へ水谷島ト命名スル管ニ候処東京府知事ノ具申ニ依リ更ニ南島島ト改称シタル儀ニ有之」と回答している(前掲版図関係雜件)。

(15) 志賀氏が命名者であるという確証を、私は残念ながら見出しえない。しかし、昭和十八年四月三日の朝日新聞に「故志賀重昂氏の名著『日本風景論』が、明治二十七年に刊行されて五十年にあたるので、『風景協會では故人の命日である六日午後四時から小石川後樂園内涵徳亭で、雑誌『風景』創刊百号の祝賀を兼ねた記念会を開催、志賀氏が、明治三十一年、小笠原群島南方「マークス島」の領有問題が起るや、時の東京府知事肥塚竜氏を動かし、「これを『南島島』と改称、命名したなど」その先覚者としての功績を顕賞する」という記事があるので、一応、本

文のごとく推定した。

(16) 入江寅次「邦人海外發展史」下巻・昭和十三年・二三五頁、前掲南進史稿・三四頁以下。加茂箴一「榎本武揚」・昭和三十五年・二二九頁。

(17) 渡辺修二郎「世界における日本人」・昭和十七年版・三六四頁、四〇〇頁、緒言五頁。

(18) 入江・前掲發展史・上巻・三四頁以下。なお、鈴木はこの時の事情を「南洋探險実記」として、明治二十五年に出版した。

(19) 英修道「沖繩帰属の沿革」・国際法外交雜誌第五四卷一、二、三合併号・三八頁。

(20) 山田・前掲小笠原群島・九二頁。なお、旧島名の原語は、L. B. Chahmondely, The History of the Bonin Island, 1915, London の扉附載の地図による。

(21) 明治三十五年七月二十五日・時事新報。明治十五年に東京府知事たりし者には、松田道之(七月六日逝去)、芳川顕正(七月十九日任)の兩名がいるが、そのいずれかは明らかでない。

(22) 入江・前掲南進史稿・一〇四頁。山田・前掲小笠原群島・九二頁。片倉信光「南方開拓の先駆者横尾東作について」・仙台郷土研究第一二巻四号・一二頁。なお、明治二十年十月二十一日・高知日報は「仙台の横尾東作、ボルカノ無人島探索……持主のなき孤島のゆえ、人の取るに任ず、誠に結構なる拾ひ物といふべし」と報じている。

(23) 山方・前掲小笠原島志・三三三頁以下。

(24) 前掲版図関係雑件。

(25) 貸附認可の日を、野呂氏は三十一年「八月十九日」とし(前掲論文・前掲測候時報・二七五頁)、志賀氏は「九月二十一日」とされている(前掲図説・前掲全集第三巻・一七六頁)。しかし、本文で述べたごとく、八月十九日は願書提出日、九月二十一日は、知事指令書交付日であつて、認可日ではない。

(26) 明治三十五年七月二十九日・東京朝日新聞。なお、この記事には「大路」「小路」の面積が渡れているので、総面積と内訳集計との間に、それだけ誤差がある。それがため、「大路」「小路」の面積を、肥塚知事指令書によつて補つた。

(27) 宮本芳之助「南島島の視察」・明治三十五年九月九日・時事新報。なお、この記事によると、水谷の事業開始当初の後援者は「日本橋区大伝馬町唐物商某氏」とあるが、また「神田、豊島町十三番地金井清二郎(明治三十五年七月二十五日・国民新聞)」という説もある。なお、金井

について、註(4)参照。

(28) 「南島島の所管と産物」・明治三十五年七月二十五日・国民新聞。

(29) 明治三十五年七月二十七日・時事新報。この記事によると「同島の事業は京橋区新湊町金十舎の経営する所にして云々」とある。この「金十舎」が、水谷、上滝共同経営の商社名かどうか、それを確めえない。なお、野呂氏は、小林春三大尉と上滝とが共同して羽毛の採取をはじめ、それから後ちに水谷が到着したようにいわれるが(前掲論文・前掲測候時報・二七四頁)、これは誤りである。

(30) 註(27)に同じ。なお、野呂氏は、明治三十五年五月から翌年一月まで、両親と共に在島したという菊地太郎氏(当時十一歳という)の「聞取り」(口述筆記)を引用しておられるが(前掲論文・前掲測候時報・二七六頁以下)、本文に掲げたごとく、明治三十五年七月現在の在任者中に、菊地姓の者は見当たらない。子持の夫婦者が居れば、宮本記者の目についた筈と思われるが、どうしたわけであろうか。菊地氏の在島時期に、記憶ちがいがあるのかも知れないが、疑いをのこしておく。

(31) 前掲小笠原島志所載の南島島の人口表によると、明治三十三年は、戸数〇で男五人女三人計八人、同三十四年および三十五年は、戸数三で男五人女三人計八人となつている(三六八頁ノ二)。月によつて異同があつたと思われるから、このような少数の場合に調査が行われたのか、あるいは、正式に移住を届出た数のみであつて、一時的な出稼人はふくまれていないのか、どちらかであろう。

三 南島島事件の顛末

明治三十五年七月十六日の東京朝日新聞は、ロンドン十四日発特電として、次のような記事を掲げた。

紐育来電に依れば、合衆国政府は、近頃、日本小笠原の東南約五百哩にあるヤーカス島占領権を以てキャプテン、ローズヒル氏の組織せる遠征隊に附与したり。米國運送船シエリダン号の齎せる報告を聞くに、右遠征隊は其の目的を達し得ざりしもの如し。即ち同島には日本兵ありて其司令官は日本政府より附与せられた同島占領の命令を示して、シエリダン号の退去を命じたりと云ふにあり。之が爲め、國務卿ヘー氏は、東京駐紮公使バック氏に打電して其報告を命じたり。(新聞記事の句読点は手塚以下同じ。)

翌十七日以降、各新聞は一せいに筆を揃えて同種の外電を報じた。このニュースはわが朝野を震撼した。しかし、アメリカでは、これより先き、すでに同年五月の雑誌アメリカン・エクスポーター(American Exporter)誌上に、ローズヒル(A. Rosenthal)のマーカス島発見と同島経営開始の記事が掲載されていた。次の通りである。(2)

米國は太平洋上、日本とグアムとの間に於て、通商上、有用なる一島嶼を得たり。今や米國の国旗は、此の島上に翻りつゝあり。其発見と占領の物語は、十七世紀頃の発見物語に類するものあり。島の名はマーカスにして、其位置は横浜を南に距る八百哩、グアム島の北方八百哩、ホノルルよりは二千八百哩なり。一八八九年(明治二十二年)手塚註)キャプテン・ローズヒルは一商船を指揮して南海巡航中、

此の島の椰子を検せんとして西岸に船を碇め上陸せしに、毫も先占の微なく、飲料水の供給もなかりし故に、彼は自ら第一の上陸者と信じたり。……ローズヒルは米国の名を以て之を占領し、米国の国旗を椰子樹の頂に立て、彼が正式に占領したる事の記録を作り、乗組員を以て証人として署名せしめ、之を壕中に収めて樹に括り付け……之を同島に留め置きたり。ローズヒルは布哇に帰り、時の米国布哇公使スチーヴンス氏を経て国務卿ブレーション氏に、同島の所有権を要請せり。国務卿は同島が果して他国の先占する所ならざるや否やを確かむるべからずとて、其要請を容れざりしが、爾來、ローズヒルは屢々華盛頓政府に向て要請して拒絶せられしと雖も、失望する事なく、必ず其志を貫徹せんとして大に尽瘁せり。今年一月に至り、ホノルルの豪商の援助を得、また政府に向て要請せしが、此の最後の尽力は成功して、国務卿へいは五万弗の証券を納めれば、其島をローズヒルの所有たらしむべしと返書せり。ホノルルの三人の商人は協同して此の証券を納むる事に同意して、直に事業を開始すべく同島に向つて出発せんとす。

この記事によると、アメリカ政府は、日本の先占の事実を知らずして、ローズヒル一行の渡航を許可したようである。しかし、アメリカ側の事情がどうあつたにもせよ、ローズヒル来航のニュースは、日本の朝野に取つては、晴天の霹靂であつた。そして、さらにローズヒル一行がすでにホノルルを出航したとの続報が伝えられるにおよび、騒ぎは一層拡大した。例えば七月二十四日の時事新報は、次のごとく述べている。

南鳥島は去る明治三十一年以来、日本の領土に収められたるものなれども、米国政府は此の事情を知らずして、曩にカピテン・ローズヒルの率いる一遠征隊に向ひ、同島の占領権を与へ、遠征隊は既に米国を出発したる由の報は前号に記したるが、右遠征隊は帆船にて七月十一日ホノルル港を抜錨せりとの報あり。然るに此一隊は、未だ南鳥島と日本との関係を全く知らざるを以て、其いよいよ同島に着したる暁、日本人既に其処に居を占め、各自業に従ひ居るを見ば、一種異様の感あるべきと同時に、在島の日本人も数十の外人隊を成して上陸するを見ば、^(まま)事情の通ぜざる為めに、或は如何様なる紛紜を起すやも知るべからず。

事態は正に急を告げていた。事実、ローズヒル一行は、武器弾薬を用意し、日本人の抵抗を排しても上陸を敢行する意気込みであつたようである。⁽⁴⁾日本政府としては、取りあえず実力を以て同島を確保し、ローズヒル一行の上陸に対処すべきこ

とを余儀なくされた。それがため、七月二十二日、日本政府は外務書記官石井菊次郎を、軍艦笠置(5)に乗り込ませ、同島に特派することを決定した。この緊急事態に対処する途は、高速軍艦の派遣以外にはなかつたのである。外務大臣小村寿太郎の石井書記官への内訓は、明治十二年以来の同島の由来を述べ、「若シ米国商船長ニ於テ右ノ説明ヲ承服セサルトキハ貴官ハ同人ニ対シ本案ノ決定ハ日米兩國政府間ニ於テセラルベキモノナルヲ説明シ同人ヲシテ何等占領的処置ヲ執ルコトヲ回避セシムベシ」「貴官ハ米国商船ト我移民民トノ間ニ何等葛藤ノ生セサル様商船員等取締方注意スヘキ旨該船長ニ請求スベシ」「若シ米国船長ニ於テ我主権ヲ害スルカ如キ所為ニ出ルニ於テハ貴官ハ笠置艦長ト協議ノ上便宜適當ノ措置ヲ採ルベシ」というのであつた。(6)

石井書記官は、後ちに當時を回顧して、次のように語つてゐる。(7)

明治三十五年の夏、外務大臣小村寿太郎閣下から、当時電信課長であつた三十七才の私は、命を承けて軍艦笠置で南島島に赴いた。それは、米国の帆船がホノルルを出帆、同島を占領に来るといふのである。そこで急遽、日本でこれを占領せねばならぬといふので、最も足の疾い軍艦をもつて横須賀から出発した。

この談話にあるごとく、笠置は、同島に派遣し得る、「最も足の疾い軍艦」であつた。当時の日本海軍艦艇で、三〇ノット以上の高速を有するのは、水雷駆逐艦だけであつたが、最大のものでもわずか三〇〇トン級にすぎずして航続力が足りず、結局、快速軽巡洋艦をえらばざるをえなかつた。南島島往復約二〇〇〇哩の航程は、当時の新鋭軽巡洋艦を以てしても、航速力二三、四ノットで走るとして航続力のほとんど限界にちかい距離である。その頃、わが海軍の有した最新鋭の軽巡洋艦(二等巡洋艦)には、笠置(四九〇〇トン、一二・五ノット、明治三十一年、米国製)、千歳(四七六〇トン、一二・五ノット、明治三十一年、米国製)、高砂(四一五〇トン、一二・五ノット、明治三十年、英国製)の三隻があつた。(8)この中、高砂は、海軍少将伊集院五郎のひきいる遣英艦隊に編入されてイギリスに派遣中であり、また、千歳は、台湾、香港方面を巡航中であつた。(9)それがため、たま

たま横須賀軍港に停泊中であつた笠置に、白羽の矢がたつたのである。⁽¹¹⁾この機会に、アメリカ製の新锐軍艦が活躍するとは、寔に皮肉なめぐり合せである。

かくして七月二十三日午後、わが海軍の誇る快速巡洋艦笠置は、横須賀を出航、太平洋の白波をけつてまっしぐらに進んだ。艦を操る艦長は、当時、航海術にかけては、日本海軍きつての名手といわれた海軍大佐坂本一⁽¹²⁾である。

七月二十七日夕、笠置はめざす南鳥島沖に到着した。島にはもちろん港らしきものもなく、またその周辺は海がふかく、錨を下すこともできないので、笠置は島から三漕ばかりの洋上を漂泊、伝馬船を下し、坂本艦長および石井書記官並びに若干の陸戦隊を上陸させた。ローズヒル一行をのせた帆船ワレン号 (Julia B. Whalen) は、まだ来着していなかつた。かれらに先んじて、同島を確保するため、快速軍艦をとくに派遣したわが政府の方策は、一応、その成功をみたわけである。島の周りには暗礁が多く、坐礁の危険があつたので、笠置は機関を停止せずして、附近を遊弋した。それがため、帰路の燃料の関係から一兩日以上の滞在は不可能であつた。そこで坂本艦長は、海軍中尉秋元秀太郎の率いる十六人の陸戦隊員に三ヵ月分の食糧を給して島に残し、笠置は引返すことを決意した。⁽¹³⁾

七月二十九日、笠置が島を去るに際し、坂本大佐から秋元中尉にあたえられた命令は、次の通りである。⁽¹⁴⁾

命 令 書

秋 元 中 尉

本船は石炭搭載の為に横須賀に帰港するに付次項の意を体して其任務を尽すべし

明治三十五年七月廿九日

南鳥島にて 坂 本 大 佐

第一項 ローズヒル氏到着の上は米国公使及び石井書記官の書を伝達す可き事

南鳥島先占前後の一考察

第二項 右の書を披見の後ローズヒル氏一行尚ほ本島を去らざるに於てハ速かに退去すべき事を請求すべし然れども船体の修繕等をなす事あらば出来得る丈の助力を与ふべし

第三項 彼等の上陸は禁ずべし然れども船員の健康に關し上陸を乞ふ事あらば一時に五人以下を限り之を許すべし但し責任者一人を添ふるを要す

第四項 本官は其方指揮の下に本島に^(五)十五人の水兵を駐屯せしむ

八月三日午後、笠置は横須賀に帰港した。翌四日午前、坂本艦長は海軍省に出頭して復命、また、石井書記官は小村外相に詳しい復命書を提出した。

なお、水谷によつて島内の地名が命名されていたことは前に述べたが、笠置到着の際、それら地名の一部が変更された。例えば西の鼻は笠置岬に、巽岬は坂本岬に、北の鼻は黒井岬に、水谷村は石井村にと、それぞれ改名、また、あらたに石井村海岸の上陸地附近が、石井浦と名付けられた。⁽¹⁵⁾ いずれも軍艦笠置およびその乗組幹部あるいは石井書記官の苗字に因んだ名前である。

さて、島に残つた秋元中尉の一隊は、水谷村附近に舍營して、ローズヒル一行の來島をいまや遅しとまちかまえた。

笠置が島を去つた翌三十日朝、ワールン号は突如として西海岸に、その姿をあらわした。その時の状況を、秋元中尉の復命書は、次のごとく述べている。

七月三十日午前十一時、米國一帆船ノ來着セルヲ認メタルヲ以テ、之レニ「止マレ我汝ト交渉スヘキコトアリ」トノ信号ヲナシ、直ニ端舟ヲ用意シ、本官之ニ乘シテ帆船ニ赴クノ途次、彼亦一ノ端舟ヲ卸ロシテ他岸ニ上陸セントスルヲ認メタルヲ以テ、本官ハ直ニ引返シ陸上テ三名ノ米人ニ出會、其所持セル米國政府ノ教書ニヨリ、一ハ船長「エ、エ、ローズヒル」ニシテ、他ハ地質動植物研究ノ為メ、今回特ニ同船ニ便乘シ來リタル北米合衆國農務省特派員博士「テ、エフ、セドウキツク」及ヒ「ビンヨブ」博物館禽学部主幹博士「ダブリユー・エ・ブライアン」ナルト……確メタリ

ローズヒルは、秋元中尉に対して、アメリカ政府の許可書を示し、秋元中尉は、彼に、石井書記官の英文覚書⁽¹⁶⁾、前掲坂本艦長命令書の英訳⁽¹⁷⁾および駐日アメリカ公使バック(A. E. Buck)の書簡⁽¹⁸⁾をわたした。石井書記官の覚書は、後ちに国内の新聞にも、日本文のものが発表された。次の通りである。⁽¹⁹⁾但しそれにはかなりの省略がある。

日本政府通知書

本月中旬ワシントン駐割高平日本公使よりの電報に依り十月十二日貴下米國政府の許可の下に一隊を組織してマカス島に向け出帆せる趣を了承せり依て日本政府は一方にワシントンに飛電して同島は已に日本の占有に歸しある旨を通知し直に島民を保護し且つ貴下に面接して該島は日本の版図なる事を説明せんため外務省官吏を乗り組みしめたる速力痛快なる軍艦を派遣するの手段を取れり是に於て坂本大佐を艦長とせる軍艦等置は此目的に向て本島に発程し小官も之に乗組を命ぜられたり出帆せんとせる前夕米國公使バック⁽²⁰⁾氏は小村外務大臣を訪問し米國政府の訓令に基ける文書を本便を以て足下に致さん事を乞はるゝに付小官は該文書を持參して貴下に伝達致候

軍艦等置は本月廿三日東京湾抜錨去る日曜日⁽²¹⁾に本島に到着せり到着の際は多分貴下に面接して左の事実に基き本島の日本領土なる事を証明すべきを訓令されたるものに御座候(こに中略がある—手塚註)

本官は本島に到着以來三日を経過するも貴下の来島に接せず或は通知せられた日にホノルルを出帆せざりしならんかも疑ひ且つ石炭の欠乏をも告ぐるに至れる故不得止遺憾には候へども一先帰航する事に決定せるを以て面談すべき筈の事項を認め置申候

以上陳述したる如き事情よりして貴下は本島の所有權に對して何卒間然する処なきを切望致候若し貴下にして本官の意を御承諾下され候はずとも該島に關しては兩國間の外交問題となり日本の先取權を彼是する如き事は万々なかるべしと存候貴下到着の際には部下に訓令して輕卒なる舉動に出ざるやう御注意を願候当方に於ても坂本艦長並に本官共本島住民及海軍陸戰隊に對し兩國間の交誼を破る如き粗暴なる行為無之様致命致置候
右申進候也

千九百二年七月廿九日

日本外務書記官 石井 菊次郎

ワールン号艦長

エー・エー・ローズヒル殿

省略されているのは、明治十二年（一八九六年）以降における日本人進出の状況並に明治三十一年（一八九八年）小笠原島の一部に編入した事情を述べた個所である。

バック公使の書簡は、紛争を避け、日米両国間の外交交渉にゆだねるよう、本国政府の訓令にもとづき、ローズヒルに勧告したものであつた。

書簡交附後の状況について、ふたたび秋元中尉の復命書を引用すれば、次の通りである。

本官カ今回同島ニ滞留スルコトナリシ顛末ヲ彼ニ語り、直チニ出帆センコトヲ請求セシカ、当時、海上不穩ニシテ且ツ乗員ノ健康上、上陸ノ必要モアリ、又両博士ノ研究モアレハ、暫時、同島附近ニ漂泊センコトヲ請求セシヨリ、本官ハ笠置艦長ノ訓令ニ基キ尙回五名ヲ限り、尚ホ之ニ責任者壹名ヲ附シテ乗員ノ上陸ヲ許可シ、他ノ両博士ニハ当時不用ナリシ一家屋ヲ、洒掃シテ島民壹名ヲ附シ、一週間滯島ヲ許可セリ。八月六日ハ出帆ノ約日ナリシモ、当日、風波荒ク端舟ノ着岸困難ナリシ為メ、翌七日午前九時、両博士退島、同十時、「ワアレン号」ハ「ホノルル」へ向ケ出帆セリ。

ところが、アメリカ側の報道は、多少これと異なつてゐる。当初、秋元中尉は、ブライヤン(W. A. Bryan)・セドウキック(D. F. Sawick)両博士には、一週間の滞在をみとめたが、船長や水夫の滞在は許可しなかつた。しかし、二日後になつて、三人の水夫が両博士の標本蒐集に協力することが許され、五日間、その仕事に従事した。その間、陸戦隊員一名が附添つてゐた。八月五日、ローズヒルは、さらに四名の水夫の応援を申出でようとしたところ、秋元中尉から文書で退去命令をうけ、止むをえず島を去つたといふのである。⁽²⁰⁾

いずれにせよ、わが陸戦隊員と、ワールン号一行の武力的衝突は回避されたわけである。

さて、ここで目を転じて、彼我の外交交渉の推移を追つてみよう。

南鳥島事件に関し、在米公使高平小五郎より小村外相への第一報が発せられたのは、七月十三日であつた。東京朝日新聞が前述のごとく国内にはじめて報道した三日前である。それは次の通りである。

新聞紙ノ報スル所ニ拠レバ、キャプテン、ローズヒル氏ハ、近頃、合衆国政府ヨリマーカス島ニ対スル権利ヲ允サレタルヲ以テ、該島占領ノ為メニ一隊ヲ率ヒテ七月十一日、布哇ホノルル港出發ノ筈ナリト云フ……日本政府ニシテ若シ該島ノ所有權ヲ主張セントセハ、本使ハ其趣ヲ合衆国政府ニ通告セント欲ス。然レトモ右ノ場合ニハ、本使ハ其理由ニ付、御通報ヲ煩ハシタシ。而シテ同キャプテンニ面會シ、詳細ノ説明ヲナスカ為メニ直チニ軍艦一隻ヲ該島ニ派遣セラレタシ。右至急御返電ヲ乞フ

これより先き、ローズヒルは、ホノルル出航を前にして、同地駐在の総領事代理齋藤幹を訪ね、マーカス島を訪ねるブライアン教授に現任日本人が便宜を計るような手紙を書くことを依頼したが、拒絶されている。この件に関し、齋藤は小村外相宛、七月八日、マーカス島の由来の説明を求める書簡を出した。これが普通の手紙であつたため、前掲高平公使の電報の方が先に外務省に到着したわけである。齋藤総領事代理の判断では、事態がそれほど切迫したものとは思わなかつたのである。

高平公使の電報に接した小村外相は、七月十五日、次の如く返電した。

該島ハ先是數年來、同島ニ於テ魚鳥捕獲ニ從事シ居リタル本邦人水谷ナル者ニ貸下ケタリ。目下同島ニハ本邦人四五十名(婦人小兒共)移住シ居レリ。事情右ノ如クナルヲ以テ、閣下ハ右事実ニ就キ米國政府ノ注意ヲ喚起シ、且又、該島占領ノ允許、既ニ与ヘラレタルモノトセハ、兩國政府間ニ無用ノ紛擾ヲ避クル為メ、速ニ該允許ヲ取消スヘキ措置ヲ採ラル、様、深ク米國政府ニ勸告セラルヘシこの訓令にもとづき、高平公使は、翌十六日、同島がわが領土である旨の対米覚書を、アメリカ政府に提出した。さらに十九日、高平公使は、その後の情報にもとづき、小村外相宛、次のごとく報じた。

マーカス島ノ件ハ國務省法律顧問官ノ審議ニ附セラレタリ。本官カ同官ヨリ探知シタル所ニ依レハ、合衆国政府ハ該島ニ對シ、米國船長ノ發見ノ權利ヲ主張スルヤモ測リ難シ。該船長ハ千八百八十九年中、右ニ関スル届書ヲ合衆国政府ニ差出シタル趣ナリ。……若シ吾人ニシテ日本人ノ發見カ、千八百八十九年以前ナルコトヲ示スヲ得ベ、事態ヲ單簡ナラシムヘシ。差向キ日本移住者ト米國船長間ノ紛擾ヲ、予防スルノ処置ヲ施スコト必要ナルヘシト思ヘル。……法律顧問ハ、若シ日本政府ニ於テ、右ノ目的ノ為メ、軍艦ヲ派スルニ決シタル場合ニハ、日本移住者ト衝突ヲ避クル様、米國船長ニ命令スヘキ旨、在日本公使ニ訓令スルコトヲ約諾セリ。

當時、外務省においては、南島島についての詳しい事情がわかつていないので、東京府に問合せたらしく、七月二十二日、東京府から、南島島貸下指令写、同島事業設計書、同島産出品成績表、同島図面など、水谷関係の文書が一括して、外務省政務局に提出された。いうまでもなく対米交渉の資料である。翌二十三日、小村外相から高平公使に発せられた電報には、この資料を採り入れて、詳しい同島の歴史的事情を述べると共に、「日本政府ハ、合衆国政府ニ於テ、本案ノ事実ハ、断然我權利ノ有効ナルヲ認定スルモノナリトノ我意ニ同意セラレンコトヲ希望スル」こと、さらに「日本政府ハ、キャプテン、ローズヒル該島到着ノ際、我住民ニ於テ何等紛擾又ハ敵抗ノ所為ナカラシメンカ為メ、純然タル予防的措置トシテ一軍艦ヲ「派遣シツツアルコト」および「該艦乗組ノ石井外務書記官」が、米公使の依頼で一書を携帯、「該書ハ米公使カ、其本国政府ノ訓令ニ依リ、何等衝突ヲ醸サス、日米間ノ外交上ノ往復ヲ待ツヘキ旨該船長ニ助言スルタメ認めタル」ものであることなどが、通知されている。

かくして、詳しい事情を承知した高平公使は、二十四日、第二回目ノ対米覚書を、國務長官代理ヒル(David J. Hill)に手交した。そして翌二十五日、小村外相宛、次のごとく報告、打電した。

本官ハ七月廿四日、閣下御訓令ノ写ヲ國務卿代理ヒル氏ニ交付シタリ。同氏ハ右精細調査ノ為メ、当該官ニ移牒スヘシト云ヘリ。尤モ同氏ハローズヒルハ其發見ノ届出ヲナシタル當時、保証金納付ノ積ナリシ趣ナルカ、日本人カ同島ニ居住シタル後ニ至ルマテ、右納付ヲ

ナサザリシト附言セリ。本使ハ所謂ローズヒルノ発見ヨリ十年前ニ刊行セラレタル「ブラツク」地図ニハ該島ハ既ニ現在ノ名称ヲ以テ記サレ居レリ。以テ第一発見者ハ同人以外ニアリシコトヲ見ルニ足ルト同氏ニ指摘シタリ。本使ノ思考スル所ニテハ、米國政府カ確乎タル意見ヲ示スニハ、尚ホ余日アルヘキモ、ローズヒルニ利益アル証拠提出セラル、ニアラサレハ、閣下ノ御意見ニ同意スル意ナリト。

その後、わが国内の新聞には、アメリカがわが方の権利を承認した旨の外電が、しばしば報道されたが（例えば明治三十五年八月十四日・時事新報、読売新聞。同月十八日・日本新聞）、高平公使に対するアメリカ政府の正式通告はなされてない模様である。

さて、ふたたびここで、笠置帰還後の国内の状況を見るに、現地南鳥島におけるローズヒル一行来航の様子は、全く不明であつた。無線電話が実用されるに至らなかつた当時のこととて、現地から通信を送る手段がなかつたからである。そのため、八月上旬に至り、状況調査と、現地残留笠置乗組員収容のため、ふたたび軍艦派遣の議が論ぜられはじめた。同月九日・読売新聞は「その後の模様如何を見せしむる為め、時機を考へ、軍艦を再派せらるゝ筈にて、今回は笠置若しくは豊橋の内に命ぜられるべし」と報じている。豊橋（四〇五五トン、一一・五ノット）は、水雷母艦である。⁽²¹⁾しかし、結局、二等巡洋艦高千穂（三六五〇トン、一八ノット）⁽²²⁾の派遣が決定した。同月十六日・読売新聞は「通信機関皆無な孤島の事とて、其後の景況は何等得る所なきも……残留せる笠置艦の士官及水兵搭載の為め、軍艦高千穂は近々横須賀抜錨、同島に向ふ由にて目下其準備中なりし」と伝えている。ところが、たまたま鳥島大噴火、居住民全滅のニュース⁽²³⁾がもたらされたので、高千穂の使用には、鳥島の調査が追加された。

八月二十二日午後、鳥島調査に派遣された志賀重昂、農商務省技師金原信泰、同吉田弟彦、東京高師教授矢津昌永、および時事新報特派員宮本芳之助、東京朝日新聞特派員上野岩太郎、南鳥島事業主の一人上滝七五郎等を使乗せしめた軍艦高千穂は、横須賀を出航した。途中、鳥島の調査を終えた同艦は、二十九日、南鳥島に到着、翌日、直に引き返し、小笠原を経

て九月五日午前、横須賀へ帰つた。⁽²⁴⁾ 艦長海軍大佐梶川良吉は、電話にて海軍省に次のごとく復命した。⁽²⁵⁾

七月三十日、米國帆船南島島到着、同島駐在の笠置士官秋元中尉の交渉に依り、キャピテン、ローズヒルは異議なく承諾し、一週間滞在の後、出発帰還せり。故に事故に落着、笠置士官及下士卒便乗帰着せり。

この高千穂の帰還⁽²⁶⁾によつて、約一カ月前、現地南島島におけるローズヒル来航の様子が、はじめてわが国内に伝わつたのである。何の紛争もなくローズヒル一行が帰国したことを以て、国内には、南島島の領有について、全くの樂觀論が一部には唱えられはじめた。例えば、明治三十五年九月六日・東京朝日新聞は「南島問題の解決」と報じ、また同月十一日・読売新聞には「南島島事件は既に落着したるに付昨日、珍田外務総務長官より奏上したり」という記事もみえてゐる。しかし、志賀重昂氏のごとく、「ローズヒルは……此くて止むべきものにあらざ、帰米の後には、本國政府に大に懸合ひ、日本政府に交渉せしむるか、左なくば米國政府を相手取りて行政上の訴訟を試むべしと申候間、南島島問題は、今後、再燃するも計られずと存候に付、此義念の爲め申上置候⁽²⁷⁾」と警告する人もあつた。ちようどその頃、ハワイでは、日本が領有を主張するマーカス島 (Mildad's Marcus) と、ローズヒルの発見したマーカス島 (Marcus) とは、五〇〇哩離れた別の島であるとの説が、まことしやかに伝えられたりしてゐた。⁽²⁸⁾

九月十三日、ローズヒル一行がホノルルに帰るや、今度は南島島事件の状況が、アメリカ側に大きく報道され、事態は再燃した。とくに、彼が四百万ドルの損害賠償を日本に対して要求するよう、アメリカ政府に要請したとのニュースは、アメリカ国内に大きな反響を呼んだようである。高平公使(九月二十日および同月二十七日付書簡)、ホノルル駐在の岡部領事官補(九月十七日付書簡)等は、そうした動きを克明に小村外相に報告してゐる。また、わが国内でも、各新聞は、そうした新しい事態を外電によつて詳しく報道した。例えば十一月一日・読売新聞は「南島問題、米國放棄せず」と題して、次のごとく述べてゐる。

南鳥島所有權問題は、曩に軍艦笠置の派遣に依りてローズヒル氏の退去となり、茲に一段落を着けたるが如きも、ローズヒル及其同志は依然として其所有權を有するものと信じ、且つ過般ルートル電報の報じたる如く、此退去を余儀なくせられたるより生じたる諸種の損害を、米國政府に依りて本邦政府に要償せんとするの意気込にて、既にマールカス島会社のフィツチ (Fitch) 顧問弁護士と云う一手塚註) なる人は、此用務を弁せん為、本月中旬華聖頓へ向け、布哇を出発する筈なりといふ……米國國務次官アデー氏の言なるものあり、曰く、日本公使館より左の如き通告を受けたり、曰く、彼のマールカス島の所有權を主張し、之を占領せんと計畫したるローズヒル氏は……何等の故障を申出づることなくして同島を去りたりと、されど、我國務省にては、假令ローズヒル氏は斯くの如くにして、一時、同島を退去したるも、未だ必らずしも同島の權利を放棄したるにあらず、同島所有權問題は、今やローズヒル氏一人の手を離れて國務省に移り、全く米國の外交問題となりたる者なり云々、此言果して事実とすれば、米國政府は、早晚我國に向て外交上の爭議を提起するや必定ならんが、昨日迄は我外務省へは何等の交渉なかりし、要するに米國政府が全然該島の所有權を放棄したるにあらざるは、上記に依て推知すべし。

さらに、十月三日・同新聞は、その統報を次のごとく掲げている。

昨日到着布哇ゲゼットの報ずる所によれば、ローズヒル氏は米國政府をして日本政府に向ひ、(一)同島に対する占領權を要求する事、(二)同島に対して四百万弗の損害賠償を要求する事、の二問題を提起せしめんとするの意向なる由、尚ほ同氏が頑として占領權の要求を放棄せざる理由は左の如しと、ローズヒル氏が日本政府の布告に先立つこと八年前(一八八九)に同島を発見し、……已に二箇の權利を生じたり。(一)は、同島に対する米國の主權是なり。而して米國國務省は、其後、ロ氏の要求を國務省の文書に登記したるが為、此主權は更に確立せられたるものなり。此主權はロ氏が同島に対する經營の怠慢によりて消滅するものにあらず。(二)は、ロ氏が米國政府より得たる權利是なり。是はロ氏の經營怠慢によりて或は消滅すべし、然れども是ロ氏と國務省間の問題にして、米國主權の問題にあらず、國家は土地を使用せざるによりて其主權を失ふものに非ず

その後、アメリカ政府が、ローズヒルの要求に対して、どのような回答をあたえたか。遺憾ながらそれを明らかにする資

料に接しない。また、アメリカ政府が、高平公使に対して、なんらかの正式回答をあたえた形跡もみあたらない。翌三十六年一月、ホノルル総領事館の岡部領事官補は、同地で南島島の領土権に関して、日本がアメリカに譲歩したとの風説がある旨、小村外相に報告したのに対し、外相は、次のごとき回答を発している。

南島島領土主権ニ関シ、帝國政府ハ米國政府ニ讓歩セリトノ風説有之候趣ヲ以テ……御報告相成候処、右ハ全ク無根ノ説ニ過キサル義ニ付、左様御承知相成度為念此段及御通知候也。

こうした風説、それに対する小村外相の回答——この一連の事実こそ、当時、アメリカ側の我方に対する正式の態度表明が、まだ行われていなかった何よりの証拠であろう。否、その後においても、アメリカ政府の通報がなされたことを立証する資料は、私の知る限りにおいては全く残されていない。おそらくアメリカ政府は、正式の回答をなさざるまま、わが領有の事実を、暗黙の裡に承認する途をえらんだものと推察される。

かくして、南島島事件は、確たるピリユードを打たざるまま、自然消滅の形で、解決ならざる解決をとげたのであつた。そして、前に述べたごとく、昭和二十七年の「平和条約」第三条のアメリカ単独信託統治の区域内に「南島島」が明記されていることこそ、南島島事件以来、ここに年を閲すること五十年、アメリカが日本の領有をはじめて明示的に確認したものである。

(1) 明治三十一年以来、同島に寄港した外国船は皆無であり、もちろん軍隊が駐屯する事実もないから、このシェリダン号 (Sherridan) の一件は、共和丸が小笠原近海で遭遇したアメリカ船のことが (これについては、前節の本文で述べた。本稿一四頁参照)、誤り伝えられたものと、当時、推測された (明治三十五年七月二十七日・時事新報)。すなわち、シェリダン号は、南島島行の一行をのせた共和丸に出会つたにすぎないが、この事実が誤り伝わつて、日本人が、同島の寄港上陸を拒んだという報道となつたというのである。

(2) 明治三十五年七月二十五日・国民新聞所載の訳文より引用。神戸の英字新聞神戸クロニクル (The Kobe Chronicle) 同年七月十八日号にアメリカン・エックスポーターの記事が転載されているから、それを訳出したものであろう。

(3) 当時のハワイは、独立王国であつた。因みに、ハワイはその後、革命によつて共和国となつたが、一八九八年 (明治三十一年) 八月、アメ

リカに併合された。

(4) ローズヒルの創立したマーカス島鳥糞会社 (Marcus Island Guano Company) の顧問弁護士フキッチ (Thomas Fitch) は「ローズヒル一行の出發後、「在留の人民とは成る可く衝突を避けん事を欲するは勿論なれども、尚ほ万一の場合を予想し、モーゼル銃並に沢山の彈藥を用意し行きたり」、「彼等尚ほ上陸に抵抗せば……日本人の居らざる所より上陸し、一行の内三名を船に残し、跡の十名はモーゼル銃其他の軍備を為し、島中に含管を張り、米国旗を建て……之を固守すべし」と語つて居る (明治三十五年八月二十二日・時事新報)。

(5) 海軍省軍務局第一課員海軍中佐真田鶴松は、笠置派遣の意見具申を行つた。この具申書は長文のものであるが、「至急一快走巡洋艦 (位置ト謂ヒ艦種ト謂ヒ笠置ヨリ適當ナラン) ヲ『マーカス』島ニ派遣セシメラレ帝國々旗保護ノ途ヲ悉クサレ可然ト思考ス」 (前掲版図関係雑件) とむすんで居る。

(6) 前掲版図関係雑件。以下、南島島事件関係の往復電報その他の外交文書、復命書の類は、とくに明記しない限り、この資料に拠る。

(7) 石井菊次郎「先手を打つた占領」・昭和十八年九月九日・朝日新聞。

(8) これらの排水量および速力は、海軍々各部編纂「明治三十七、八年海戦史」(昭和九年)に拠る(上巻・二八頁)。これが公式発表の数字と思われる。四〇〇トン級、二二乃至三三ノットの軽巡は、世界最高の水準に達したものであり、ジエーンの「日本帝國海軍」も、これら三艦は「非常に早し」と批評して居る (F. T. Jane, The Imperial Japanese Navy, 1904, p. 208)。ところで、トン数、速力について、多少ちがつた文獻もある。笠置についてみても、「四九七八トン、二三ノット」(帝國海軍最近の發展)・明治三十五年九月一日・東京朝日新聞、「四八六二トン、二三ノット」(日露戦史大全)・明治三十八年・九七四頁、「四七六〇トン、二二・五ノット」(F. T. Jane, All the World Fighting Ships, 1905-1906, p. 216)、「四七八四トン、二二・七ノット」(The War in the Far East, 1904-1905, 1905, p. 641) など、ちよちよちよちである。笠置は、アメリカ、フィラデルフィアの克蘭フ (Crang) 造船所で建造されたもの故、四九〇〇トンというのは「アメリカン (虻) であるが (永村清「造船回想」・昭和三十一年・九八頁、一八四頁)、これをイギリストン (噸) に換算すると、四八二二トンになる。これでもまだ若干の相違を免かれない。世界的に基準排水量の制度が確立していなかつた当時のごとて、測定基準の相違か、あるいは誤報上の誤りであろう。なお、笠置の速力を「二〇ノット」とする外国文獻もあるが (H. W. Wilson, Japan's Fight for Freedom, the story of the war between Russia and Japan, 1905, p. 1345)、これは、日本軽巡の性能を余りにもひくく評価したものである。

(9) この遣英艦隊は、エドワード七世の戴冠式に参列するためであり、高砂は、倭艦浅間 (一等巡洋艦) と共に、三十五年四月七日、横浜を出發し (高橋茂夫「日本海軍艦隊沿革史」・明治篇) 第一五回・世界の艦船、昭和三十六年二号・五四頁)、七月二十七日現在、アイルランドに滞在中であつた (明治三十五年七月二十九日・読売新聞)。

(10) 千歳は、七月二十四日、台湾の基隆に入港し、つづいて香港に向け出航して居る (明治三十五年七月二十六日・時事新報)。

(11) 笠置は、三十五年四月二十二日、常備艦隊所屬を解かれ (高橋・前掲沿革史第一四回・世界の艦船、昭和三十六年一號・六七頁)、その後、

日本近海の巡航や海難救助に従事しており、南島島に派遣直前は、根室沖で坐礁、破損した三等海防艦武威を曳航して、七月十八日、横須賀に帰着、停泊中であつた(明治三十五年七月十八日・時事新報)。前に述べた真田中佐の具申書にいうごとく(註5・参照)、南島島派遣には、絶好の艦が、絶好の場所にいたわけである。

(12) 坂本は後に海軍中将、なお艦長以外の幹部は、副長海軍中佐黒井悌次郎、航海長海軍少佐西禎蔵、機関長海軍機関中監近藤兵吉である。

(13) この笠置の動静については、石井菊次郎談(明治三十五年八月五日・時事新報)による。なお、小村外相宛石井書記官の復命書は、わが政府が笠置に托して、白米六石、醤油七斗、味噌卅六貫、野菜若干を、住民に贈つたことに言及し、「孤島民ノ雄心ヲ励シ加フルニ現情ニ於テ特ニ彼等ニ貴重ナル此惠贈アリ一同感激禁スル能ハス」と述べている。

(14) 明治三十五年十月一日・読売新聞。この記事では、「十五名の水兵」(英訳も同じ。註17・参照)とあるが、十六名が正しい。秋元中尉の復命書(明治三十五年九月六日付・海軍大臣山本権兵衛宛)にも「部下十六名」とあり、その姓名は、一等兵曹吉村重助、二等兵曹伊東丑松、池田信夫、木村栄吉、甲斐荒治、浜田豊蔵、宇野貞、柴田伊之吉、瀬戸山才蔵、水兵松久保佐市、渡辺八蔵、宮原藤助、吉川久太郎、平生宇七、藤原百太郎、後藤島夫である(明治三十五年九月六日・東京朝日新聞)。

(15) 後に本文中述べる軍艦高千穂に乗組み、八月末に同島に特派された時事新報宮本芳之助記者がもたらした地図(口絵第二図参照)、同じく東京朝日新聞上野岩太郎記者がもたらした地図(明治三十五年九月七日・東京朝日新聞)には、共に改名後の地名が記されている。この改名について、宮本記者は「水谷氏の功勞を没却し、水谷村を改めて石井村とせしは、如何に戯れにもせよ、命名者は速かに訂正ありたきものなり」(明治三十五年九月十日・時事新報)と述べ、上野記者も「余は如何に千思万考するも、笠置艦長等が之を改名せる理由を発見する能はず」(明治三十五年九月十二日・東京朝日新聞)といつてゐる。こうした提言のためか、同じく高千穂で同島に渡つた志賀重昂氏がもたらした地図(明治三十五年九月九日・読売新聞)、同じく矢津昌永氏がもたらした地図(口絵第三図参照)には、共に「水谷村」の名称だけは、従前通り使われている。後に志賀氏が、明治四十五年に出版された前掲世界図説に附載する地図も同様である(前掲全集・第三卷・一七六頁)。しかし、海図には、従来より現在まで、いづれも「石井村」の名称が採用されているから(例えば前掲海図四十八番・大正四年および昭和三十六年)、この名称の方が、一般的になつたとみてよからう。

(16)(17) 両文書共に、ローズヒルの帰国後、ハワイヤン・ガゼット一九〇二年九月十三日号(本稿はしがき註5・参照)に発表されている(前掲南島島事件・前掲国家学会雑誌第一六卷一八八号・九八頁以下)。

(18) 前掲のハワイヤン・ガゼットの記事には、この公使書簡の原文だけは洩れており、「ローズヒル船長が置き忘れてきた」(which letter Captain Rosehill has mislaid)と述べている(前掲国家学会雑誌第一六卷一八八号・九八頁)。自己に利益でない自国側文書だけに、彼は故意にかくしたとも考えられる。

(19) 明治三十五年十月一日・読売新聞。

(20) 前掲のハワイヤン・ガセットの記事による(前掲国家学会雑誌第一六卷一八八号・一〇二頁—一〇二頁)。

(21)(22) 前掲三十七、八年海戦史・上巻・三九頁、三二頁。前掲戦史大全・九七六頁。笠置は、根室沖で坐礁した通報艦八重山の救援に、八月十四日、派遣されたので(明治三十五年八月十五日・読売新聞)、使用できず、また、豊橋はおそらくその性能とくに速力に難色があり、使用されなかつたものと思われる。

(23) 鳥島には四十余戸、百二十余名の在島者がいたが、爆発のため全滅した。それがため、正確な爆発日も不明であるが、八月十日前後と推定されていた。

(24) 宮本芳之助「高千穂艦の帰航」・明治三十五年九月七日・時事新報。なお、艦長以外の高千穂の幹部は、副長海軍中佐東郷静之介、航海長海軍大尉滋賀秀修、機関長海軍機関中監加納潤四郎である。

(25) 明治三十五年九月七日・時事新報。

(26) 当時の海軍艦艇には、無線電信の施設がなかつたので、高千穂の場合も、帰還するまで、その状況がわからなかつたのである。因みに、わが海軍は、明治三十三年以降、無線電信調査委員会を設け、通信技手松代松之助考案の松代式無電器を基礎にして研究に着手、三十五年に設立された横須賀無電研究所ではじめて実用化に成功した。日露戦争で大いに活躍した三五式無電器がそれである(松代松之助談・昭和九年六月二十八日・東京日日新聞、石井研堂「明治事物起原」・三七七頁)。いますこし早く開発されていたならば、南鳥島事件でもすこしは利用されたことであろう。

(27) 志賀重昂「南汎通信」(三)・明治三十五年九月十一日・読売新聞。

(28) こうした風説を、ホノルル総領事館の岡部領事官補は、八月三十一日、書面を以て小村外相に報告している。なお、ハワイのアドバタイザー(The Advertiser)一九〇二年八月二十二日号によると、Milford's Marcus 島は、北緯二四度一四分三〇秒、東経一四五度一四分三〇秒で、アメリカの主張する Marcus 島は、北緯二四度一八分、東経一五三乃至一五四度に在るものとしている。

四 び す び

南鳥島先占の由来およびローズヒル来航の顛末は、以上に述べた通りである。ローズヒルのつよい要求にもかかわらず、アメリカ側が、わが領有の主張を遂に反駁しなかつた理由を、ここで考察してみたい。

明治維新前後より、日米関係はきわめて友好的であつた。日清戦争に際しても、アメリカは好意的中立を維持し、その講

和成立に當つては、アメリカ政府の斡旋に負うところが、きわめて大きかつた。トリート教授が「合衆国と日本との関係は、一律に友好的であつた。これは両国政府間がさうであるばかりでなく、両国民間も同様に親密であつた」と批評する所以である。戦後における三國干渉事件においても、アメリカは「中立の範圍を出でざる協力」的立場で日本に同情し、また、一八九九年(明治三十三年)、アメリカ國務長官ヘイ(John Hay)の提唱した「門戸開放政策」に対しては、日本も賛成するなど、⁽³⁾ 両国間の友好状態は、日清戦争後も相変らずつづいた。南島島事件解決の背景として、そうした一般的状态を考慮すべきは勿論であるが、アメリカが暗黙の裡にもせよ、わが主張を容認した裏には、それだけの特殊理由があつたものといわざるをえない。それは、次の三つであつたと、私は考える。

(一) 日本の先占が、当時の國際法に照してほぼ妥当なものであつたこと。

南島島事件勃発に際し、いち早く國際法的見解を表明されたのは、時の東京帝国大学教授高橋作衛博士であつた。⁽⁴⁾ 博士の主張は、

要するに、土地の占領は単に之を発見したりと云へる事實のみにて成立するものに非ず。往昔、葡萄牙等の学者は発見主義を主張したるも、今日にては土地獲得は占領により、発見によらず、而して占領の成立には、(一)占領の意思 (二)併領 (三)移住 (四)占領の継続を要す。此併領とは基地を我領内に合併するの意思を公報する形式にして、国旗を挙げ及公布書を朗読するを常例とし、之が為めに特派せられたる官吏之行ふものとす、又移住とは其土地の一箇所若くは数箇所を人を住せしむるものにして、之が保存維持も占領の重要な一条件なり。今南島島の事件に關し……ローズヒル氏の言に拠れば、四要素を具備せざりしが如し。國務省の文書に登録せりとの一事の信偽は暫く措き、占領の永久に継続せられざりしは掩ふ可からざるの事實なり。……米國は日本の領土主權に對し、抗議を申込むべき法理上の根拠を有せず、従つて大なる爭議を兩國間に生ずべしとも思はれず。

といふのである。ほぼ同様の見解は、それに先立ち同年八月の雑誌「日本人」の社説にもみえており、それは「南島島に

対する這回の事件は、事理明白、一点の疑を容るべき余他なし、由来、理に明らかにして、他国と葛藤を惹起するを好まざる米國は、強めて理を托げて非を為すが如き妄拳に出でざるべく云々と結論していた。⁽⁵⁾ところで、高橋博士は前に掲げた見解の発表に先立ち、自己の担当する「國際法演習」の实例に、同問題を採りあげ、法科大学の学生に討論させているが、その内容は、前にも述べたごとく国家学会雑誌に掲載されている。⁽⁶⁾討論報告学生は、いずれも、当時の國際法学説、先例を詳細に検討して、日本の先占の正当性を主張しているが、中でも雉本朗造の所論がもつとも詳しい。⁽⁷⁾彼によると、一八九九年にローズヒルが南鳥島を発見し、国旗をあげた事実を以て、仮にアメリカが領有したとするも、占領の継続がないから、アメリカの「同島ニ対スル領土権ハ一八九八年日本ガ占領ヲナシタル以前ニ拋棄セラレタリトスルノ当ヲ得タルヲ疑ハズ」とする。これに反して日本の領有は、(一)日本の領有告示当時、同島は無主の土地であつた。(二)日本は國際法上の國家であるから占領の主体になる。(三)日本の領有は公然と行われた。(四)東京府に編入したことは、その領有が実力的であつたことを示す。(五)日本はその後に領土権を拋棄した事實がない。というわけで、國際法上、有効な先占であるとし、「日本ノ領土権ニ関スル主張ハ其理由アルモノナリ、仮ニ其理由ニ於テ疑フベキモノアリトスルモ、第三國家ヨリヨキ權限ヲ示シテ、同島ニ對スル占領權ヲ主張スル迄ハ日本ノ主張ヲ正当ナリト認メザルベカラズ」と結論している。

ローズヒル自身は、アメリカ領土に編入する意思があつたとしても、アメリカ政府が公然たる領有意思の表明を怠り、そしてまた、継続的なアメリカ人の定住もなかつたことは、アメリカに取つては全く致命的弱点であつた。⁽⁸⁾さらに、ハワイ附近のジョンストン (Johnston) 島は、一八〇七年、イギリス軍艦によつて発見されたが、領有の宣言がなかつたので、一八五九年、アメリカが先占を主張して自國の領土に編入した先例がある。⁽⁹⁾アメリカに取つては、これと逆のケースに當る南鳥島の場合、日本の主張を反駁することは何としてもできなかつたにちがいない。

(一) アメリカ国内の新聞論調は、かならずしもローズヒルの主張には有利でなく、むしろ日本の立場に好意的であつたこ

と。

南鳥島事件発生当初から、アメリカ各新聞の論調は、わが国にもかなり伝えられていた。例えば、明治三十五年七月三十日・時事新報は、ロンドン特電として「紐育トリビューン及びサンとの両新聞は、マークス島に対するローズヒル氏の要求に關し、之を不可とするの語氣を以て論弁し、米国は一に他国との衝突を避けんとするものなりと云へり」と述べている。ニューヨーク・トリビューン (The New York Daily Tribune) の記事は遺憾ながら未見であるが、ニューヨーク・サン (The Sun) 一九〇二年七月二十六日号は「キャプテン、ローズヒルの間違つた権利のために、法律を曲解し、世界の国の中でも最友好国 (our best friends among the nations of the earth) の一つである日本に、損害をあたえ、その氣分を悪くするようなことをする程、米国政府は島嶼に事欠いてはいない」と述べているから、前掲特電は、そうしたことを指しているであろう。当時、ロンドン、タイムズ (The Times) 一九〇二年七月二十五日号も「もしも、伝えられるごとく、島に於て日本人が労働しているとすれば、米国が干渉することは出来ないであろう」と述べていたから、イギリスの輿論も、日本に不利ではなかつたとみてよからう。

(10) ローズヒル帰国後における新聞論調も、相変らずであつた。その状況を、日本新聞ハワイ通信員は、次のように伝えている。

南鳥島問題は、不幸にして日米間國際上の紛議を惹起せんとする形勢に御座候、ローズヒル氏は去る九月十日無事帰航し、南鳥島に就て研究し得たる所、笠置艦乗組士官秋元中尉との交渉始末を報告し、マークス島グアノ会社は、此報告に依り、米国政府に向て、軍艦の派遣、賠償金の要求、占領権取戻の事を訴願せんと舞めき居り候……グアノ会社は、此事件を狀師トマス・フイツチに托し、華盛頓に向はしむる由、米国政府が果して之を取り上ぐるや否や、従来、米国の新聞紙に現はれたる輿論は、流石にグアノ会社の如く、没理なるものには無し、多くは渺たる一小島の為に、日米間の好誼を害ふの不可を鳴し居候……紐育サンの如き、日米孰れが先きに南鳥島を發見し

たるかの問題の如きは、今問ふを要せず、之を地理的に考察するも、米國より日本が先に発見するポリビリチーあり、況んや千八百九十六年公然之を日本の版圖に編入しおるをや、漫りに利慾の奴となりて、日本に侵略の手を染むること勿れ、米國に取りて日本の親交は、渺たる南鳥島よりも遙に大に必要なりと申居候

アメリカ国内における新聞論調の動向は、この報告によつて推測することができざるであらう。こうした動きが、アメリカ政府の態度決定に、相当な影響をあたえたことは、否定すべからざる事実と思われる。

(三) ミッドウエー、ウエーキ両島に対する日本政府の意向に、アメリカとしては重大な関心をはらう必要があつたこと。ミッドウエー (Midway) 島は、一八五九年にアメリカ船によつて発見され、一八六七年、アメリカ領に編入⁽¹¹⁾、ウエーキ (Wake) 島は、一七九六年に発見されたが、一八九九年に至りようやくアメリカ領に編入⁽¹²⁾されたものである。しかし、明治三十年代のはじめ頃は、両島にアメリカ人はほとんど居住せず、かえつて日本人漂流者が時として在島した形跡がある。そのため、明治三十四年一月、アメリカ政府は在米高平公使に対し、日本がミッドウエー島の領有を主張する意思の有無を照会、高平公使は、その意思なき旨を回答したことがある⁽¹³⁾。さらに南鳥島事件の最中、すなわち三十五年八月、今度はウエーキ島に日本人の在島者ある旨の報告をうけたアメリカ政府は、軍艦の派遣を考慮すると共に、在米高平公使に対し、ミッドウエー島の場合と同じ照会を行つて⁽¹⁴⁾いる。高平公使の回答をまつまでもなく、当時の日本は両島を領有するがごとき意思を全くもつていなかったと思われるが、アメリカとしては、我方の出方に重大な関心を有していたとみることができ⁽¹⁵⁾る。海底電線伸継所あるいは海軍根拠地としての価値は、アメリカに取つて、両島の方が南鳥島よりも、はるかに重要であつたにちがいない。とすると、もしもアメリカが南鳥島に対して積極的な態度を採れば、ウエーキ、ミッドウエー両島に対する日本政府の考へに、重大な変化を生ずる危険性を、アメリカ政府が憂慮したとも考えられる。

以上に述べた三つの原因が、アメリカをして、遂に沈黙を守りつづけさせたものとみてよからう。中でも、国際法上の問題が、最大且つ決定的な原因といえるであらう。

かくして、南島島は、わが領土として確保されたが、その経営は、その後、水谷、上滝の手からはなれて、幾度か変り、昭和十一年の頃には、わずか数人の在島者が漁業を行つていたにすぎないといわれる⁽¹⁶⁾。そして今次大戦に際しては、わが陸海軍の南方航空基地として守備されたが、敗戦の結果、昭和二十年九月二日、アメリカ極東海軍に接収、占領され、現在は、わが気象庁の南島島氣象観測所のみが置かれていることは、冒頭に述べた通りである。

「南国の太陽の下、浮き立つように美しい⁽¹⁷⁾」といわれるこの緑の島が、わが直接統治下に復帰するのは、果して何時の日であらうか。

(1) Payson J. Treat, *Japan and United States, 1853-1921*, 1921, p. 133. 村川堅固訳「日米外交史」昭和十五年版・二四三頁。

(2) 「日米文化交渉史」第一卷・四〇四頁。

(3) 前掲書・四〇七頁以下参照。

(4) 明治三十五年十月四日・読売新聞。なお、同年七月二十九日・東京日日新聞には「国際紛擾とならざる可しと博士中村進午の談善し、米國は決して強盜的挙動に出る不義國に非ず」とあるが、私は遺憾ながら中村博士談の所在をつきとめえない。

(5) 「ローズヒルの南島島遠征」・日本人・明治三十五年八月五日号・九頁以下参照。

(6) 本稿・はしがき註5・参照。

(7) 前掲南島島事件・前掲国家学会雑誌第一六卷一八九号八八頁以下参照。なお、雉本朗造は明治三十六年東京帝国大学卒業、後に京都帝国大学教授(民事訴訟法担当)、法学博士である。

(8) 十九世紀の末から二十世紀のはじめにかけて、先占が有効であるためには、主権的権力の現実の行使が必要とされる状況であった(太寿堂鼎「国際法上の先占について——その歴史的研究——」・法学論叢第六一巻二号・九二頁)。わが國が南島島を東京府に編入し、さらにまた南島島事件に際しては軍艦を派遣して同島を確保した事実は、そうした當時のあたらしい先占の法理にも十分答えたものといえよう。

(9) 岡田宗司「太平洋諸島」・「南方年鑑」・昭和十八年版・二二四九頁。

(10) 明治三十五年十月六日・日本新聞附録週報。

(11) Encyclopaedia Britannica, Vol. 15, 1955, p. 460.

(12) 前掲南方年鑑・一一八〇頁。但し一八四一年に発見されたとする説もある(明治三十五年九月二十二日・東京朝日新聞)。

(13)(14) 明治三十五年十月二十三日・東京日日新聞、時事新報、日本新聞等。高平公使は八月十一日付書簡を以て、小村外相宛に、アメリカ政府照会の件を報告しているから、それを受理した外務省が、各新聞社にニュースを提供したものとと思われる。なお、ミッドウェー島では、一八九九年頃、海底電線測量のため寄港したアメリカ汽船ネロ号によつて日本人の居住が確認され、またウェーキ島の方は、一九〇二年六月、アメリカ運送船ブフォード号によつて日本人の一群が居住する事実が報告されたという(明治三十五年九月五日・読売新聞)。しかし、日本側の文献で阿島在住の日本人のことにふれたものは、私の知る限りではみあたらない。

(15) ミッドウェー島は、一八六九年(明治二年)以来、海軍根拠地としての価値が注目されはじめていたという(志賀・前掲太平洋近代の沿革・前掲選集・一一八頁)。

(16) 野呂・前掲論文・前掲測候時報・二七六頁以下参照。

(17) 南方遺骨調査団に参加された南雲正氏(南雲大将令息)手記・昭和二十八年二月十四日・読売新聞。

後記

(1) 私はかつて「綜合法学」第五卷一一号に、「南島島先占事情」と題する短文を発表した。しかし、その後の調査で、従来伝えられてきた史実の誤りを若干発見したので、本稿では修正を試みた。したがつて、同稿と本稿の記述の相違点は、すべて本稿のそれが正しいものと理解していただきたい。

(2) 本稿起草に際し、外務省外交文書室の大山梓氏、気象庁海洋気象部離島課長淵本一氏および義塾法学部助手池井優君から、種々の御援助をうけた。とくに私が不案内の外交文書を利用できたのは、大山氏の御教示と御配慮の賜である。また、口絵写真の大部分は、義塾大学院学生後藤吉成君の撮影に係る。ここに記して厚く感謝の意を表したい。